

難病法における「難病指定医」の新規申請の手引き



平成 27 年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病法)が施行されました。難病法に基づく医療費助成の申請に必要な「臨床調査個人票」を記載することができるのは、都道府県知事または指定都市の長が指定した「指定医」に限定されます。

◆ 難病法における「指定医」は、以下の2種類があります！

【1 難病指定医】

- ・「難病指定医」は、申請時において5年以上診断・治療に従事経験（臨床医研修の期間を含みます。また、難病以外の診断、治療経験でもかまいません。）がある医師のうち、以下の1又は2の要件を満たす医師が対象です。

- 1 厚生労働大臣が定めた専門学会の専門医資格を有する医師（※別表1参照）
又は
- 2 都道府県または指定都市の実施した指定医研修を受講した医師

- ・「難病指定医」は、新規・更新両方の診断書（臨床調査個人票）の記載ができます。

【2 協力難病指定医】

- ・「協力難病指定医」は、申請時において5年以上診断・治療に従事経験（臨床医研修の期間を含みます。また、難病以外の診断・治療経験でもかまいません。）がある医師のうち、都道府県または指定都市の実施した協力難病指定医研修を受講した医師が対象です。
- ・「協力難病指定医」は、更新用の診断書（臨床調査個人票）のみ、記載ができます。

◆ 指定の有効期間など

- ・指定後に指定通知書を交付するとともに、主たる勤務先及び氏名等を兵庫県のホームページに掲載します。
- ・「難病指定医」、「協力難病指定医」とともに、5年ごとの更新制です。

◆ 申請について ※「難病指定医」の申請は以下のとおり受付けています。

下記の必要書類を、兵庫県疾病対策課まで郵送でお送りください。

【提出に必要なもの】

- ① 難病指定医 指定新規申請書（様式第1号）（兵庫県 HP よりダウンロード）
URL <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/nanbyoushiteii.html>
- ② 医師免許証の写し
- ③ 専門医資格を有していることを証明する書類の写し（※専門医のみ）
- ④ 兵庫県指定医研修 質問シート（※研修受講で申請する場合のみ）

【提出先】 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1
兵庫県保健医療部感染症等対策室疾病対策課 がん・難病対策班
電話 078-341-7711（内線3239）